

## 鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、高齢者が運転する自動車による事故を防止するため、自らが運転する自動車に安全運転支援装置（以下「支援装置」という。）を設置する高齢者に対し交付する鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金（以下「補助金」という。）に関し、鈴鹿市補助金等交付規則（平成29年3月31日規則第39号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 自動車

道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第2条第2項に規定する自動車をいい、次のいずれの要件も満たすものとする。

ア 支援装置を設置することが可能であること

イ 法に規定する自動車の検査を受けたものであること

ウ 自動車検査証の「自家用・事業用の別」の欄に「自家用」と記載されたものであること

エ 自動車検査証の「使用者の氏名又は名称」欄に次条に規定する者と同一の氏名が記載されているものであること

(2) 支援装置

次のいずれかの要件を満たすものとする。

ア 国の先行個別認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

イ その他、国の認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進抑制装置

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 市内に住所を有し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）により記録されている者であって、令和3年3月31日時点で70歳以上の者

(2) 有効期限内の自動車運転免許証を保有する者

(3) 市税の滞納がない者

- (4) 転売を目的として支援装置を設置しない者
- (5) 支援装置を設置する自動車を、個人の用途に供する者
- (6) 過去に同様の趣旨の補助金の交付を受けていない者
- (7) 同一の補助対象経費に対する他の補助金の交付を受けていない者
- (8) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していない者
- (9) 支援装置を設置した事業者等から、支援装置の機能と適切な使用方法について説明を受けた者
- (10) 支援装置設置後に発生した事故や車両の故障等について、市が一切の責任を負わないことについて了承する者
- (11) 市から補助金の交付を受けた後に、前号までの要件に虚偽があったことが判明した場合、及び不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明した場合は、市に対して補助金を返還することについて了承する者  
(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、支援装置を設置するための購入及び設置に要する費用（消費税及び地方消費税を含む。）とし、設置に際して行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除くものとする。

- 2 補助対象者に対して支援装置を販売及び設置する事業者が、国の安全運転サポート車普及促進事業費補助金の交付を受ける場合は、前項に規定する費用から当該交付額を控除した額を補助対象経費とする。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、次の各号に定める額を限度とする。

- (1) 障害物検知機能付きペダル踏み間違い急発進抑制装置等 20,000円
- (2) ペダル踏み間違い急発進抑制装置 10,000円

- 2 前項に規定する額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

- 3 補助金の交付は、補助対象者1人につき1回までとする。

(交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「補助申請者」という。）は、支援装置の設置の日から起算して3か月を経過する日又は設置日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

- (1) 支援装置を設置した自動車の自動車検査証の写し
- (2) 自動車運転免許証の写し
- (3) 購入及び設置に要する費用の支払い手続きが完了したことを証する書類
- (4) 後付け安全運転支援装置設置販売証明書（様式第2号）
- (5) 市税の完納を証する納税証明書（完納証明）（申請日前3か月以内に発行されたもの）
- (6) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び決定の通知等)

第7条 市長は、前条の規定による書類の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を適当と認めたときは、予算の範囲内において交付を決定し、鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定通知書（様式第3号）により、補助金の交付を不適当と認めたときは、その理由を鈴鹿市高齢者安全運転支援装置設置費補助金不交付決定通知書（様式第4号）により補助申請者に通知しなければならない。

(補助金の交付)

第8条 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金の交付を決定した日から30日以内に、当該補助申請者に対し補助金を交付するものとする。

(実績の報告)

第9条 規則第13条の規定による実績報告は、第6条の規定による交付の申請をもって行うものとする。

(交付決定の取消)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 第2条から第4条までに規定する要件を満たしていないことが判明したとき

- (2) 虚偽の申請，その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき
- (3) この要領の規定に違反したとき
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき

(補助金の返還)

第11条 市長は，前条の規定に基づき補助金の返還を決定したときは，補助金の返還を請求するものとする。

(財産の管理及び処分の制限)

第12条 補助金の交付を受けた支援装置は，適正に使用し，設置日から起算して1年間は，補助金交付の目的に反して使用，譲り渡し，交換，貸付，売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし，市長が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は，この限りではない。

- (1) 天災等による破損等，自己の責めに帰すべき事由以外の事由で支援装置を処分するとき
- (2) 病気等の事由により自動車の運転が困難になったとき，及び自動車運転免許証を返納したとき
- (3) その他市長が認めたとき

(市による調査)

第13条 市長は，補助事業の適正な実施を図るため，必要な範囲において，補助金の交付を受けた者に対して，補助金の交付を受けた支援装置の使用等に関する調査等を行うことができる。

2 補助金の交付を受けた者は，市が前項の調査等を申し出た場合は，これに協力しなければならない。

(予算が不足する場合の措置等)

第14条 市長は，補助申請受付期間中に補助金交付に係る予算が不足するおそれがあると認めるときは，受付を中止することができる。この場合には，あらかじめ市のホームページ等で周知するものとする。

(委任)

第15条 この要領に定めるもののほか，補助金の交付に関し必要な事項は，市長が別にこれを定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年8月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領の規定は、令和2年4月1日以後に設置した支援装置に係る補助金について適用する。
- 3 令和2年4月1日から令和2年7月31日までの間に支援装置を設置した補助対象者に係る第6条の規定の適用については、同条中「設置の日から起算して3か月を経過する日又は設置日の属する年度の末日のいずれか早い日」とあるのは、「令和2年10月30日」と読み替えるものとする。

(要領の失効)

- 4 この要領は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。